

新戸居宅介護支援センター

指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人湘北福祉郷が設置経営する新戸居宅介護支援センター(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の介護支援専門員は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態にある高齢者に対し、指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう指定居宅介護支援を行う。

- 2 当事業所の居宅介護支援専門員は、利用者の選択に基づき、適正な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 当事業の実施に当っては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこととする。
- 4 当事業の運営に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 当事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 新戸居宅介護支援センター
- 2 所在地 相模原市南区新戸1716番地1(新戸デイサービスセンター内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者(常勤兼務職員)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員(常勤2名、常勤兼務1名)
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当る。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日(祝日を含む)までとする。
ただし、12月29日から1月3日の間は除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容、利用料)

第6条 指定居宅介護支援の提供に当っては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行う。

- 1 居宅サービス計画の作成。利用者の相談を受ける場所は相談室や利用者居宅等とする。
- 2 居宅での面談・アセスメントを実施し課題分析を行う。
(書式は事業所独自のものを使用する)
- 3 利用者が居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等が受けられるよう配慮して行う。
- 4 利用者が介護保険施設へ入所を要する場合は、介護保険施設へ紹介する。
- 5 居宅訪問頻度は月1回とする。

- 6 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである場合を除き、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 7 指定居宅介護支援を提供した場合、当該事業所への介護報酬額は別紙のとおりとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、相模原市(大沼地区, 大野台地区, 麻溝地区, 新磯地区, 相模台地区, 相武台地区, 星が丘地区, 光が丘地区, 上溝地区)・座間市(新田宿, 座間, 座間入谷, 緑ヶ丘, 相武台, 相模が丘)とする。

(苦情処理)

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向け調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(業務継続計画の策定)

第9条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第10条 事業者は、感染症が発生した際、またはまん延防止のために、次の措置を講じるものとする。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(法人内で設置)を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- (2)事業所(法人全体)における感染症の予防とまん延防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、法人職員を対象に感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1)事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(法人内で設置)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2)成年後見制度の利用を支援する。
- (3)法人内における虐待防止のための指針を整備する。
- (4)法人職員を対象に虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (5)虐待防止の措置を講じるための担当者を法人内に配置する。(当該事業所に関しては管理者を担当者とする)

(事故発生時の対応)

第12条 当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき理由により事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(秘密の保持)

第14条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 当事業所は、介護支援専門員の資質向上のため、研修の機会を提供するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人湘北福祉郷と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

3 介護支援専門員の担当ケアプラン件数は、1人当たり35名を限度とする。

附 則

この規程は、平成12年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年12月 1日から施行する。

この規程は、平成25年12月17日から施行する。

この規程は、平成26年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年11月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年11月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年12月 5日から施行する。

この規程は、令和 4年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 7月16日から施行する。

この規程は、令和 4年12月16日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

新戸居宅介護支援センター

指定居宅介護支援を提供した場合の介護報酬額

項目	適 要	単 位 数	内 容 の 説 明	
① 基本額	要介護 1・2	1086単位	1月あたりの単位	
	要介護 3・4・5	1411単位	〃	
② 加算額	特定事業所(Ⅲ)	323単位	〃	
	初回加算	300単位	〃	
	入院時情報連携加算	(Ⅰ) 250単位	〃	(月1回を限度)
		(Ⅱ) 200単位	〃	(月1回を限度)
	退院・退所加算(連携1回)	450単位	カンファ無	カンファ有
		600単位	カンファ有	
	退院・退所加算(連携2回)	600単位	カンファ無	カンファ有
		750単位	カンファ有	
	退院・退所加算(連携3回)	900単位	カンファ有	
	ターミナルケアマネジメント 加算	400単位	〃	(月1回を限度)
	通院時情報連携加算	50単位	〃	月1回を限度
特定事業所医療介護連携加算	125単位	〃		
緊急時等居宅 カンファレンス加算	200単位	〃	1回あたりの単位 (月2回を限度)	
報酬額	① + 該当する② × 10.84(相模原市の地域加算)を計算した合計額			